

3 資料編

富山市市町村合併検証委員会

(1) 富山市市町村合併検証委員会への諮問、市長への答申

企第858号

令和4年5月27日

富山市市町村合併検証委員会

委員長 辻 琢也 様

富山市長 藤井 裕久

市町村合併検証について（諮問）

富山市市町村合併検証委員会設置要綱第2条の規定により、下記のとおり貴委員会に諮問
します。

記

〔諮問事項〕

市町村合併の効果や課題等の検証について

令和5年1月20日

富山市長 藤井 裕久 様

富山市市町村合併検証委員会

委員長 辻 琢也

市町村合併検証について（答申）

令和4年5月27日付企第858号で諮問のありました市町村合併検証について、慎重に
審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

(2) 富山市市町村合併検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成17年4月1日の1市4町2村による市町村合併について、効果や課題等を客観的に検証し、検証結果を今後の市政運営に役立てることを目的として、富山市市町村合併検証委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は市長の諮問に応じ、市町村合併の効果や課題等について検証する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数以上の出席で成立する。

2 委員会は必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、富山市企画管理部企画調整課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

(3) 富山市市町村合併検証委員会委員名簿

No	区分	氏名	役職
1	委員長	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科 教授
2	副委員長	中村 和之	富山大学 副学長
3	委員	石動 瑞代	富山短期大学 幼児教育学科 教授
4	委員	尾畑 納子	富山国際大学 名誉教授
5	委員	久保田 善明	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 教授
6	委員	高木 繁雄	富山商工会議所 会頭
7	委員	高城 繁	富山市社会福祉協議会 会長
8	委員	高橋 明	日本政策投資銀行地域調査部 部長
9	委員	宮口 侗迪	早稲田大学 名誉教授
10	委員	北岡 勝	富山市自治振興連絡協議会 会長
11	委員	長澤 邦男	大沢野地域自治振興連絡協議会 会長
12	委員	山森 潔	大山地域自治振興会連合会 会長
13	委員	中井 義則	八尾地域自治振興連合会 会長
14	委員	茗原 勉	婦中地域自治振興連絡協議会 会長
15	委員	山田 憲彰	山田地域自治振興会 会長
16	委員	江尻 裕亮	細入自治会連合会 会長
	オブザーバー	滑川 哲宏	富山県地方創生局市町村支援課 課長

(4) 富山市市町村合併検証委員会の開催状況

1 5月27日(金)第1回検証委員会(諮問)

協議内容

- ・合併検証趣旨
- ・合併の背景、経緯
- ・市町村合併により変化したサービス・負担等について

2 8月23日(火)第2回検証委員会

協議内容

- ・検証の目的と方法
- ・新市建設計画の進捗状況
- ・ライフラインの整備状況(市道、上下水道の整備状況、公共建築物の状況、消防の整備)
- ・人口動態の変化
- ・都市計画区域における土地利用の変化
- ・財政推計と決算

3 10月20日(木)第3回検証委員会

協議内容

- ・第2回検証委員会資料からの修正
- ・「コンパクト化とネットワーク化に向けた公共交通の整備状況」の追加
- ・「市町村合併と社会保障サービス」の追加
- ・「土地利用・人口動態の変化」の修正(都市計画、農業等)
- ・「民間への波及」の追加
- ・「合併検証の総括」の追加
- ・合併検証に関するアンケート調査結果(速報)

4 12月26日(月)第4回検証委員会

協議内容

- ・合併検証に関するアンケート調査結果
- ・「合併検証の総括」の修正

令和5年3月

富山市企画管理部企画調整課

